

児童手当についての大切なお知らせ

令和6年10月分（12月支給）より児童手当の制度が改正されます。
支給を受けるにあたり申請が必要となる場合があります。
ご確認ください、申請をお願いします。

◆制度改正の概要

改正前 (令和6年9月分まで)	対象児童	改正後 (令和6年10月分から)	
1万5千円	0～2歳	1万5千円	第3子以降 3万円
1万円	3歳～小学生	1万円	
1万円	中学生		
支給なし (第1子等と数える)	高校生年代 ※1		
支給なし	大学生年代 ※2	支給なし (第1子等と数える)	
5千円（特例給付）もしくは 所得制限限度額以上により支給なし	所得	所得制限なし	
年3回（2月、6月、10月）	支給日	年6回（2月、4月、 6月、8月、10月、12月）	

※1 高校生年代＝18歳に達する日以後最初の3月31日まで。

※2 大学生年代＝22歳に達する日以後最初の3月31日まで。

◆大学生年代の子どもについて

大学生年代の子どもを監護及び生計費の経済的負担をしていると、第1子等と数える加算対象児となります。裏面を確認し、該当者は「監護相当・生計費の負担についての確認書」の提出が必要です。

【監護】→日常生活の世話や保護をしている。別居の場合、定期的な連絡や面会をしている。

【生計費の負担】→食費や家賃等の生活費や学費等を負担している。

◆申請期限

令和7年3月31日までに申請があった場合は、令和6年10月分から遡って支給します。

それ以降の申請は支給されない月が出てしまうためご注意ください。

※公務員の方の支給は、勤務先に申請が必要です。お勤め先へご確認ください。

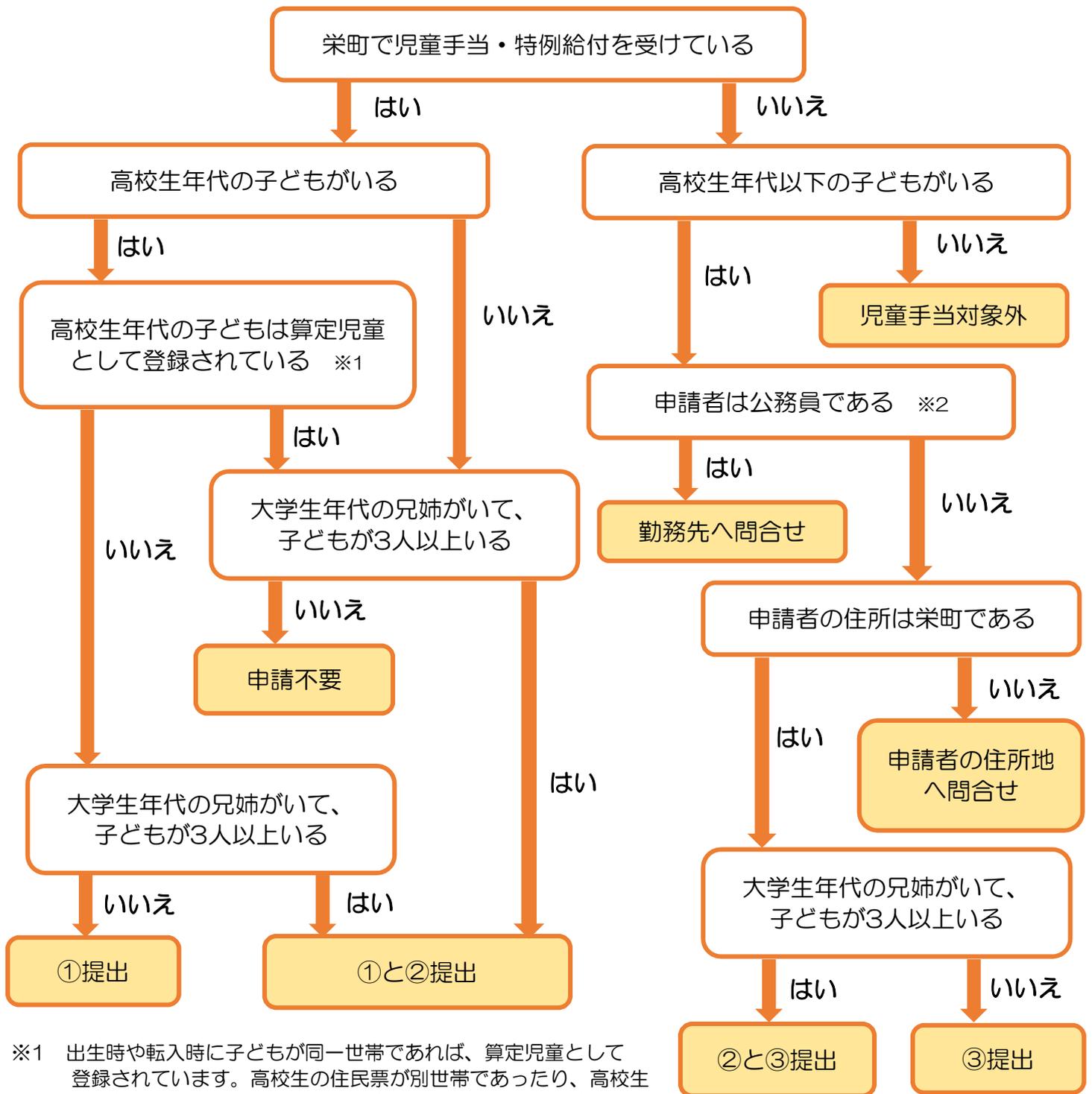
◆支払通知書について

廃止となりましたので支払状況の確認は各自指定された金融機関の振込状況をご確認ください。

◆お問合せ先【栄町福祉・子ども課 児童福祉班】

TEL：0476-33-7707（直通） E-mail：fukushi@town.sakae.chiba.jp

申請手続きの要否フローチャート



※1 出生時や転入時に子どもが同一世帯であれば、算定児童として登録されています。高校生の住民票が別世帯であったり、高校生のみ転居した等があれば、算定児童として登録されていません。

※2 子どもを養育している父母等で所得が高い方が申請者となり、児童手当の受給者として認定されます。

【提出書類】

- ① 額改定請求書
- ② 監護相当・生計費の負担についての確認書
- ③ 認定請求書

※申請者と高校生以下の子どもが別居している場合は、「別居監護申立書」が必要です。窓口でお申し出ください。

児童手当拡充Q&A

Q1. 中学生の子が現在児童手当（又は特例給付）をもらっています。その子の兄弟が町外の高校に通い、学校の寮に住んでいます。何か手続きは必要ですか？

A1. 額改定請求書と別居監護申立書の提出が必要です。中学生のお子さんについて児童手当（又は特例給付）を受給されている方で、高校生年代のお子さんの住民票が栄町にあり、児童手当受給者である親と同世帯の場合は、手続き不要で増額します。

Q2. 児童手当の受給者は、父母のどちらですか？

A2. 所得制限は撤廃されますが、引き続き所得の高い方を受給者として申請してください。

Q3. 振込日はいつですか？

A3. 初回は12月10日（火）です。以降は、偶数月の10日（土日祝日の場合はその前日）です。今回の提出書類に不備があると審査できないため、振り込みが遅れる場合があります。各自必要書類が異なりますので、チラシをご確認ください。

Q4. 今回の申請後に、養育している子どもの状況に変更がありました。届け出は必要ですか？

A4. 高校生年代以下のお子さんが別居することになった場合や、大学生年代のお子さんが就職して生計費の負担をしなくなった場合等、変更があったときは届け出が必要になる場合がありますので、ご連絡ください。